雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準(J規格)の適用の考え方（案）

P.2～P.13に示す表１及び表２の 『雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例』において、雑音の強さに関する別表第十二の技術基準(J規格)の適用の考え方を以下に示す。

なお、該当する製品に適用できる安全規格が別表第十二の技術基準にない場合は、雑音の強さに関する基準があっても、その製品に別表第十二の技術基準を適用する事は出来ないので注意が必要である。

また、表１及び表2に示す適用規格は、現状良く見受けられる製品についてあくまで一例として記載したものであり、その製品の構造・機能・仕様等によっては、別の基準を適用することが適切な場合もある。特に複合機能を有する電気用品については，それぞれの機能に該当する規格の適用が必要となる場合があり注意が必要である。（詳細は下記参照）

J55011、J55013、J55014-1、J55015、J55022及びJ55032が適用されないものは，解釈別表第十を適用する必要がある（注：J55001、J55013、J55022は、2020年11月30日まで有効）。なお、J55001は、別表第十二表２の欄外の尚書きに、また、J55013及びJ55022は、J55032に置き換えられている。

■多機能を有する機器、機器の構造上で適用規格が明確でない場合は、雑音の発生原因が類似の機器の適用規格及び次の取扱いを基に判断する。
ただし、雑音の発生原因がないもの(抵抗負荷、誘導負荷、白熱電球並びに変圧器のみ又は、これらの組み合わせのみで構成されるものであって、自動制御機能がない電気用品に限る)にあっては、雑音の要求は適用されない。

(1) 高周波利用機器

「高周波利用機器」とは、電磁誘導加熱式調理器、家庭用電位治療器（高周波利用のもの）、家庭用超音波治療器、家庭用超短波治療器、超音波加湿機、電子レンジ、高周波脱毛器、超音波洗浄器、超音波ねずみ駆除器、加熱素子に電磁誘導加熱を利用した機器等の発振器により高周波を発生させて使用する機器をいう。

(2) デジタル技術応用機器

「デジタル技術応用機器」とは、主に多数の周期的2進パルス化電気、電子波形を発生し、次の一以上の目的のために設計されたものをいう。

(a) データ入力線を通し又はキーボード等を介してデータ(周期的2進パルス)を入力するもの。
(b) 入力データについて演算、データ変換、記憶、転送等の処理を行うもの。
(c) 処理データをデータ出力線を介して出力するもの又は表示装置に出力するもの。

「デジタル技術応用機器」には、マイクロプロセッサを応用した電子応用遊戯器具、電子時計、電子式卓上計算機、電子式金銭登録機等を含む。
但し、システムの２次的な動作としてマイクロプロセッサを用いたものは含まない。

(3) 複合機能を有する電気用品の扱い

２以上の機能(複合機能)を有する電気用品の取り扱いは次による。

(a) 各機能を独立して動作させることが可能な場合は，それぞれの機能に該当する規格を適用する。
但し、電気用品非対象機器の機能については雑音の強さの測定は適用しない。
(b) 各機能を独立して動作させることができない場合は，その機器の主たる機能に該当する規格を適用する。
但し，他の機能に該当する規格の測定項目のうち，主たる機能に該当する測定項目に対して測定周波数範囲や測定方法が同等とみなされないものは，その項目の測定も追加して行う。

(4) 半導体メモリー(USBメモリー、カードメモリー等)を利用した記録、再生、複写等の機能についての扱い

J55013及びJ55022において、半導体メモリー(USBメモリー、カードメモリー等)を使用した機能について言及していない場合は、この機能については雑音の強さの規定は適用しない。

(5) 通信ポートを有する電気用品の扱い

電気用品に適用するJ規格で、通信ポートの許容値が規定されていないものにあっては通信ポートに対する雑音の強さの規定は適用しない。
（注）通信ポートの定義はJ55022参照。

表１　雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
配線器具	タンブラースイッチ	別表第十第5章	
	中間スイッチ	別表第十第5章	
	タイムスイッチ	別表第十第5章	
	ロータリースイッチ	別表第十第5章	
	押しボタンスイッチ	別表第十第5章	
	プルスイッチ	別表第十第5章	
	ペンダントスイッチ	別表第十第5章	
	街灯スイッチ	別表第十第5章	
	光電式自動点滅器	別表第十第7章	
	その他の点滅器	別表第十第5章	
	箱開閉器	別表第十第5章	
	フロートスイッチ	別表第十第5章	
	圧力スイッチ	別表第十第5章	
	ミシン用コントローラー	J55014-1	
	配線用遮断器	別表第十第5章	
	漏電遮断器	別表第十第5章	
	カットアウト	別表第十第5章	
	差込みプラグ	別表第十第5章	
	コンセント	別表第十第5章	
	マルチタップ	別表第十第5章	
	コードコネクターボディ	別表第十第5章	
	アイロンプラグ	別表第十第5章	
	器具用差込みプラグ	別表第十第5章	
	アダプター	別表第十第5章	
	コードリール	別表第十第5章	
	延長コードセット	別表第十第5章	
	その他の差込み接続器	J55032	デジタル技術応用機器用
		別表第十第5章	デジタル技術応用機器用以外
	ランプレセプタクル	別表第十第5章	
	セパラブルプラグボディ	別表第十第5章	
	その他のねじ込み接続器	別表第十第5章	
	蛍光灯用ソケット	別表第十第5章	
	蛍光灯用スターターソケット	別表第十第5章	
	分岐ソケット	別表第十第5章	
	キーレスソケット	別表第十第5章	
	防水ソケット	別表第十第5章	
	キーソケット	別表第十第5章	
	プルソケット	別表第十第5章	
	ボタンソケット	別表第十第5章	
	その他のソケット	別表第十第5章	

表１　雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
配線器具（続き）	ねじ込みローゼット	別表第十第5章	
	引掛けローゼット	別表第十第5章	
	その他のローゼット	別表第十第5章	
	ジョイントボックス	別表第十第5章	
小形単相変圧器及び放電灯用安定器	おもちや用変圧器	J55014-1	
	その他の家庭機器用変圧器	J55014-1	
	電子応用機械器具用変圧器	J55032	
	蛍光灯用安定器	J55015	
	水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器	J55015	
	オゾン発生用安定器	J55015	
電熱器具	電気便座	J55014-1	
	電気温蔵庫	J55014-1	
	水道凍結防止器	J55014-1	
	ガラス曇り防止器	J55014-1	
	その他の凍結・凝結防止用電熱器具	J55014-1	
	電気温水器	J55014-1	
	電熱式吸入器	J55014-1	
	家庭用温熱治療器	J55014-1	
	電気スチームバス	J55014-1	
	スチームバス用電熱器	J55014-1	
	電気サウナバス	J55014-1	
	サウナバス用電熱器	J55014-1	
	観賞魚用ヒーター	J55014-1	
	電熱式おもちゃ	J55014-1	
電動力応用機械器具	電気ポンプ	J55014-1	
	電気井戸ポンプ	J55014-1	
	冷蔵用のショーケース	J55014-1	
	冷凍用のショーケース	J55014-1	
	アイスクリームフリーザー	J55014-1	
	ディスポーザー	J55014-1	
	電気マッサージ器	J55014-1	
	自動洗浄乾燥式便器	J55014-1	
	自動販売機	J55014-1	「電子レンジ又は電磁誘導加熱機能」を有しないもの（安全基準としてJ60950-1を適用するものは除く）
		J55014-1及びJ55011	「電子レンジ又は電磁誘導加熱機能」を有するもの（安全基準としてJ60950-1を適用するものは除く）
		J55032	デジタル技術応用機器（安全基準としてJ60950-1を適用するもの）
	浴槽用電気気泡発生器	J55014-1	
	観賞魚用電気気泡発生器	J55014-1	
	その他の電気気泡発生器	J55014-1	

表１　雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
電動力応用機械器具（続き）	電動式おもちゃ	J55014-1	
	電気乗物	J55014-1	
	その他の電動力応用遊戯器具	J55014-1	
電子応用機械器具	高周波脱毛器	J55011	
交流用電気機械器具	磁気治療器	J55014-1	
	電撃殺虫器	J55014-1	
	電気浴器用電源装置	J55014-1	
	直流電源装置	J55032	AV機器用（安全基準としてJ60065を適用するもの）及び デジタル技術応用機器用（安全基準としてJ60950-1を適用するもの）
		J55014-1	「AV機器用、デジタル技術応用機器用、LED用電源装置」以外のもの
		J55015	LED用電源装置
携帯発電機	携帯発電機	別表第十第9章	

表２　雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品以外の電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
配線器具	リモートコントロールリレー	別表第十第5章	
	カットアウトスイッチ	別表第十第5章	
	カバー付ナイフスイッチ	別表第十第5章	
	分電盤ユニットスイッチ	別表第十第5章	
	電磁開閉器	J55014-1	
	ライティングダクト	別表第十第5章	
	ライティングダクト用のカップリング	別表第十第5章	
	ライティングダクト用のエルボー	別表第十第5章	
	ライティングダクト用のティ	別表第十第5章	
	ライティングダクト用のクロス	別表第十第5章	
	ライティングダクト用のフィードインボックス	別表第十第5章	
	ライティングダクト用のエンドキャップ	別表第十第5章	
	ライティングダクト用プラグ	別表第十第5章	
	ライティングダクト用アダプター	別表第十第5章	
	その他のライティングダクトの附属品及びライティングダクト用接続器	別表第十第5章	
変圧器・安定器	ベル用変圧器	J55014-1	
	表示器用変圧器	J55014-1	
	リモートコントロールリレー用変圧器	対象外	
	ネオン変圧器	J55015	
	燃焼器具用変圧器	J55014-1	
	電圧調整器	対象外	
	ナトリウム灯用安定器	J55015	
	殺菌灯用安定器	J55015	
小型交流電動機	反発始動誘導電動機	別表第十第5章	
	分相指導誘導電動機	別表第十第5章	
	コンデンサー始動誘導電動機	別表第十第5章	
	コンデンサー誘導電動機	別表第十第5章	
	整流子電動機	別表第十第5章	
	くま取りコイル誘導電動機	別表第十第5章	
	その他の単相電動機	別表第十第5章	
	かご形三相誘導電動機	対象外	
電熱器具	電気足温器	J55014-1	
	電気スリッパ	J55014-1	
	電気ひざ掛け	J55014-1	
	電気座ぶとん	J55014-1	
	電気カーペット	J55014-1	
	電気敷布	J55014-1	
	電気毛布	J55014-1	
	電気ふとん	J55014-1	
	電気あんか	J55014-1	

表２　雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品以外の電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
電熱器具(続き)	電気いすカバー	J55014-1	
	電気採暖いす	J55014-1	
	電気こたつ	J55014-1	
	電気ストーブ	J55014-1	
	電気火ばち	J55014-1	
	その他の採暖用電熱器具	J55014-1	
	電気トースター	J55014-1	
	電気天火	J55014-1	
	電気魚焼き器	J55014-1	
	電気ロースター	J55014-1	
	電気レンジ	J55014-1	
	電気こんろ	J55014-1	
	電気ソーセージ焼き器	J55014-1	
	ワッフルアイロン	J55014-1	
	電気たこ焼き器	J55014-1	
	電気ホットプレート	J55014-1	
	電気フライパン	J55014-1	
	電気がま	J55011	電磁誘導加熱式のもの
		J55014-1	電磁誘導加熱式以外のもの
	電気ジャー	J55014-1	
	電気なべ	J55014-1	
	電気フライヤー	J55014-1	
	電気卵ゆで器	J55014-1	
	電気保温盆	J55014-1	
	電気加温台	J55014-1	
	電気牛乳沸器	J55014-1	
	電気湯沸器	J55014-1	
	電気コーヒー沸器	J55014-1	
	電気茶沸器	J55014-1	
	電気酒かん器	J55014-1	
	電気湯せん器	J55014-1	
	電気蒸し器	J55014-1	
	電磁誘導加熱式調理器	J55011	
	その他の調理用電熱器具	J55014-1	
	ひげそり用湯沸器	J55014-1	
	電気髪ごて	J55014-1	
	ヘヤーカーラー	J55014-1	
	毛髪加湿器	J55014-1	
	その他の理容用電熱器具	J55014-1	
	電熱ナイフ	J55014-1	

表２　雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品以外の電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
電熱器具(続き)	電気溶解器	J55014-1	
	電気焼成炉	J55014-1	
	電気はんだごて	J55014-1	
	こて加熱器	J55014-1	
	その他の工作・工芸用電熱器具	J55014-1	
	タオル蒸し器	J55014-1	
	電気消毒器(電熱)	J55014-1	
	湿潤器	J55014-1	
	電気湯のし器	J55014-1	
	投込み湯沸器	J55014-1	
	電気瞬間湯沸器	J55014-1	
	現像恒温器	J55014-1	
	電熱ボード	J55014-1	
	電熱シート	J55014-1	
	電熱マット	J55014-1	
	電気乾燥器	J55014-1	
	電気プレス器	J55014-1	
	電気育苗器	J55014-1	
	電気ふ卵器	J55014-1	
	電気育すう器	J55014-1	
	電気アイロン	J55014-1	
	電気裁縫ごて	J55014-1	
	電気接着器	J55014-1	
	電気香炉	J55014-1	
	電気くん蒸殺虫器	J55014-1	
	電気温きゅう器	J55014-1	
電動力応用機械器具	ベルトコンベア	J55014-1	
	電気冷蔵庫	J55014-1	
	電気冷凍庫	J55014-1	
	電気製氷機	J55014-1	
	電気冷水機	J55014-1	
	空気圧縮機	J55014-1	
	電動ミシン	J55014-1	
	電気ろくろ	J55014-1	
	電気鉛筆削機	J55014-1	
	電動かくはん機	J55014-1	
	電気はさみ	J55014-1	
	電気捕虫機	J55014-1	
	電気草刈機	J55014-1	
	電気刈込み機	J55014-1	

表２　雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品以外の電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
電動力応用機械器具（続き）	電気芝刈機	J55014-1	
	電動脱穀機	J55014-1	
	電動もみすり機	J55014-1	
	電動わら打ち機	J55014-1	
	電動縄ない機	J55014-1	
	選卵機	J55014-1	
	洗卵機	J55014-1	
	園芸用電気耕土機	J55014-1	
	昆布加工機	J55014-1	
	するめ加工機	J55014-1	
	ジューサー	J55014-1	
	ジュースミキサー	J55014-1	
	フッドミキサー	J55014-1	
	電気製めん機	J55014-1	
	電気もちつき機	J55014-1	
	コーヒーひき機	J55014-1	
	電気缶切機	J55014-1	
	電気肉ひき機	J55014-1	
	電気肉切り機	J55014-1	
	電気パン切り機	J55014-1	
	電気かつお節削機	J55014-1	
	電気氷削機	J55014-1	
	電気洗米機	J55014-1	
	野菜洗浄機	J55014-1	
	電気食器洗機	J55014-1	
	精米機	J55014-1	
	ほうじ茶機	J55014-1	
	包装機械	J55014-1	
	荷造機械	J55014-1	
	電気置時計	J55014-1	
	電気掛時計	J55014-1	
	自動印画定着器	J55014-1	
	自動印画水洗機	J55014-1	
	ラミネーター	J55014-1	
	謄写機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	事務用印刷機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	あて名印刷機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器

表２　雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品以外の電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
電動力応用機械器具（続き）	タイムレコーダー	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	タイムスタンプ	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	電動タイプライター	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	帳票分類機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	文書細断機	J55014-1	
	電動断裁機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	コレーター	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	紙とじ機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	穴あけ機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	番号機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	チェックライター	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	硬貨計数機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	紙幣計数機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	ラベルタグ機械	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	洗濯物仕上機械	J55014-1	
	洗濯物折畳み機械	J55014-1	
	おしぼり巻き機	J55014-1	
	おしぼり包装機	J55014-1	
	自動販売機(特定電気用品を除く。)	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	両替機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	理髪いす	J55014-1	
	電気歯ブラシ	J55014-1	
	電気ブラシ	J55014-1	
	毛髪乾燥機	J55014-1	
	電気かみそり	J55014-1	

表２　雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品以外の電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
電動力応用機械器具（続き）	電気バリカン	J55014-1	
	電気つめ磨き機	J55014-1	
	その他の理容用電動力応用機械器具	J55014-1	
	扇風機	J55014-1	
	サーキュレーター	J55014-1	
	換気扇	J55014-1	
	送風機	J55014-1	
	電気冷房機	J55014-1	
	電気冷風機	J55014-1	
	電気除湿機	J55014-1	
	ファンコイルユニット	J55014-1	
	ファン付コンベクター	J55014-1	
	温風暖房機	J55014-1	
	電気温風機	J55014-1	
	電気加湿機	J55014-1	
	空気清浄機	J55014-1	
	電気除臭機	J55014-1	
	電気芳香拡散機	J55014-1	
	電気掃除機	J55014-1	
	電気レコードクリーナー	J55014-1	
	電気黒板ふきクリーナー	J55014-1	
	その他の電気吸じん機	J55014-1	
	電気床磨き機	J55014-1	
	電気靴磨き機	J55014-1	
	運動用具又は娯楽用具の洗浄機	J55014-1	
	電気洗濯機	J55014-1	
	電気脱水機	J55014-1	
	電気乾燥機	J55014-1	
	電気楽器	J55014-1	
	電気オルゴール	J55014-1	
	ベル	J55014-1	
	ブザー	J55014-1	
	チャイム	J55014-1	
	サイレン	J55014-1	
	電気グラインダー	J55014-1	
	電気ドリル	J55014-1	
	電気かんな	J55014-1	
	電気のこぎり	J55014-1	
	電気スクリュードライバー	J55014-1	
	電気サンダー	J55014-1	

表２　雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品以外の電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
電動力応用機械器具（続き）	電気ポリッシャー	J55014-1	
	電気金切り盤	J55014-1	
	電気ハンドシャー	J55014-1	
	電気みぞ切り機	J55014-1	
	電気角のみ機	J55014-1	
	電気チューブクリーナー	J55014-1	
	電気スケーリングマシン	J55014-1	
	電気タッパー	J55014-1	
	電気ナットランナー	J55014-1	
	電気刃物研ぎ機	J55014-1	
	その他の電動工具	J55014-1	
	電気噴水機	J55014-1	
	電気噴霧機	J55014-1	
	電動式吸入器	J55014-1	
	指圧代用器	J55014-1	
	その他の家庭用電動力応用治療器	J55014-1	
	電気遊戯盤	J55014-1	
	浴槽用電気温水循環浄化器	J55014-1	
光源・光源応用機械器具	写真焼付器	J55014-1	
	マイクロフィルムリーダー	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	スライド映写機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	オーバーヘッド映写機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	反射投影機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外
		J55032	デジタル技術応用機器
	ビューワー	J55014-1	
	エレクトロニックフラッシュ	J55014-1	
	写真引伸機	J55014-1	
	写真引伸機用ランプハウス	J55014-1	
	白熱電球	J55015	
	蛍光ランプ	J55015	
	エル・イー・ディー・ランプ	J55015	
	電気スタンド	J55015	
	家庭用つり下げ型蛍光灯器具	J55015	
	ハンドランプ	J55015	
	庭園灯器具	J55015	
	装飾用電灯器具	J55015	
	その他の白熱電灯器具	J55015	

表２　雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品以外の電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
光源・光源応用機械器具（続き）	その他の放電灯器具	J55011	マグネトロンを使用するもの
		J55015	マグネトロンを使用しないもの
	エル・イー・ディー・電灯器具	J55015	
	広告灯	J55032	デジタル技術応用機器
		J55015	デジタル技術応用機器以外。
	検卵器	J55015	
	電気消毒器(殺菌灯)	J55015	
	家庭用光線治療器	J55014-1	紫外線利用以外のもの
		J55015	紫外線利用のもの
	充電式携帯電灯	J55015	
	複写機	J55032	
電子応用機械器具	電子時計	J55032	
	電子式卓上計算機	J55032	
	電子式金銭登録機	J55032	
	電子冷蔵庫	J55014-1	
	インターホン	J55032	「搬送式」以外のもの
		別表第十第2章	搬送式
	電子楽器	J55032	
	ラジオ受信機	J55032	
	テープレコーダー	J55032	
	レコードプレーヤー	J55032	
	ジュークボックス	J55032	
	その他の音響機器	J55032	チューナーを有するもの
			チューナーを有しないもの（安全基準としてJ60065を適用するもの）
			チューナーを有しないもの（安全基準としてJ60950-1を適用するもの）
	ビデオテープレコーダー	J55032	
	消磁器	J55032	
	テレビジョン受信機	J55032	チューナーを有するもの
			チューナーを有しないもの（安全基準としてJ60065を適用するもの）
			チューナーを有しないもの（安全基準としてJ60950-1を適用するもの）
	テレビジョン受信機用ブースター	J55032	
	高周波ウェルダー	J55011	
	電子レンジ	J55011	
	超音波ねずみ駆除機	J55011	
	超音波加湿機	J55011	
	超音波洗浄機	J55011	
	電子応用遊戯器具	J55032	高周波変調器を有しないもの
			高周波変調器を有するもの

表２　雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品以外の電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]
電子応用機械器具（続き）	家庭用低周波治療器	J55014-1	
	家庭用超音波治療器	J55011	
	家庭用超短波治療器	J55011	
交流用電気機械器具	電灯付家具	J55015	
	コンセント付家具	J55014-1	
	その他の電気機械器具付家具	J55014-1	
	調光器	J55015	
	電気ペンシル	J55014-1	
	漏電検知器	J55014-1	
	防犯警報器	J55014-1	デジタル技術応用機器以外。
		J55032	デジタル技術応用機器。
	アーク溶接機	J55011	
	雑音防止器	別表第十第5章	
	医療用物質生成器	J55014-1	
	家庭用電位治療器	J55011	高周波利用のもの
		J55014-1	高周波利用以外のもの
	電気冷蔵庫（吸収式）	J55014-1	
	電気さく用電源装置	J55014-1	